

令和7年度 小学校施設開放事業

利用団体の皆様へ



堺市教育委員会

I 学校施設開放事業（「学校開放」）

1 学校開放の趣旨

学校開放は、本市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

小学校施設開放事業は、次の目的を掲げて実施しています。

- (1) 小学校児童を始めとするこどもの健全育成
- (2) 地域住民の自主的・自発的な学習の支援と地域コミュニティの活性化
- (3) その他、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進

2 学校開放の概要

(1) 学校開放を利用できる方

スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その過半数を開放学校の校区住民で構成された、20歳以上の方を代表者とする10人以上の団体。

ただし、次のような場合は利用できません。

- ① 営利活動を目的とする場合
- ② 政治的または宗教的な活動を目的とする場合
- ③ 暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合

小学校を利用される団体は、併せて中学校を利用することはできません。また、利用できる学校は1校のみ、複数の学校を利用することはできません。

(2) 開放施設

運動場、体育館と会議室等の校舎内施設（注）

（注）会議室等の校舎内施設は、当面の間利用中止です。再開の際は通知等いたします。なお、ふれあいルームについては利用可能です。

(3) 開放日時（利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。）

施設	日 時	
運動場 体育館	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前9時～午後4時
会議室等の 校舎内施設	土・日・休日（12月29日～翌年1月3日の日を除く。）	午前9時～午後4時

- ① 学校の教育活動に支障があるときは、その学校の学校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。
- ② 利用時間については、時間厳守をお願いします。
- ③ ふれあいルーム設置小学校における会議室等の開放日時は上記と異なります。

(4) 利用できる種目等

学校開放は、既存の学校施設を有効活用するために、地域の皆様に開放するものです。

利用できる種目や施設の使い方などは学校施設の状況や周辺環境により異なります。安全かつ円滑に学校開放を行うため、既存施設で可能な種目・利用方法は学校施設開放運営委員会と学校の調整により決まります。

(5) 利用の手続き

学校開放を利用しようとする団体は、次の手続きが必要です。

① その学校の運営委員会を經由して教育委員会（地域教育振興課）に「小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出してください。

② 前ページの「学校開放を利用できる方」の要件を満たしていれば、教育委員会から運営委員会を經由して「小学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」が交付されます。

※ 「小学校施設開放事業利用団体登録承認書兼学校施設使用許可書」が運営委員会の手元にまだ届いていない場合であっても、運営委員会を經由して地域教育振興課あてに「小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」を提出し、受付が完了した利用団体は、本事業の利用が可能です。

③ 登録後は、必ず運営委員会による利用日等の調整を受けてから学校開放を利用してください。

※ 登録の有効期間は利用団体登録の承認及び学校施設の使用許可を受けた年度内（4月1日から3月31日まで）に限ります。

(6) 利用後の報告

利用後は、利用報告が必要です。下記のいずれかの方法で利用報告をしてください。

① 堺市電子申請システム

堺市電子申請システム（右記二次元コード）より報告をしてください。

「<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/a38db7aa-d09c-4014-b011-029c169dc295/start>」



② 利用団体月報

月単位で作成し、運営委員会を經由して、教育委員会（地域教育振興課）へご提出ください。

(7) 学校施設開放運営委員会（「運営委員会」）

運営委員会は、学校開放の管理運営を教育委員会から委託された、校区ごとに置かれている組織です。学校開放を利用する団体の登録手続や利用日程の調整など、その校区の学校開放における中心的な役割を担っています。

これから学校開放を利用しようとする団体は、まず運営委員会にお問い合わせください。

(8) 管理指導員

小学校の体育施設開放時に、こどもを始めとする利用者の安全と施設の適切な管理のために管理指導員を配置しています。安全かつ円滑な学校開放のために、利用団体は運営委員会と管理指導員の指導に従い、ルールやマナーを守ってご利用ください。

※ 管理指導員の職務は、特定の利用団体の内部的な指導（例：ポートボールやサッカーの指導等）ではありませんので、ご注意ください。

(9) 利用責任者

利用団体内で利用上の注意（遵守事項）の指導及び監督を行う方で、利用の都度、利用団体が定めた方。

(10) 利用上の注意（遵守事項）

学校はこどもの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で地域の皆様に利用いただいております。利用者は、次の「利用上の注意（遵守事項）」を守るとともに、運営委員会と管理指導員の指導に従い、ルールやマナーを守っていただきます。

利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

- ① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしていないこと。
- ② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を使用しないこと。
- ③ 他の者に利用させないこと。
- ④ 原則として、学校の敷地内において火気を使用しないこと。
- ⑤ 学校の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しないこと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のためのご配慮をお願いします。）
- ⑥ 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
- ⑦ 許可を受けた施設（それに付随して使用することが必要な施設を含む。）以外に立ち入らないこと。
- ⑧ 学校への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
- ⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
- ⑩ 利用時間を厳守すること。
- ⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
- ⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を行う者を利用責任者として定めること。
- ⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。
- ⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置を取り、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、必要に応じて教育委員会（地域教育振興課）、学校長等に報告すること。
- ⑮ 利用の都度、「利用団体月報」を作成又は電子申請システムに入力し、教育長が指定する日までに教育委員会（地域教育振興課）に利用報告を行うこと。
- ⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又は学校長からの指示事項について遵守すること。

※ 例年、近隣住民の方々から早朝の話し声や掛け声、運動場の砂埃が舞い上がる等の苦情が多く寄せられています。注意事項を遵守いただくようお願いします。

Ⅱ 安全管理

1 安全管理

学校開放の利用に際し、利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあります。事故等を未然に防止するため、また発生時には適切に対処できるようにするため、安全管理はできる限りマニュアル化して用意しておいてください。なお、事故が起こってしまったときのために、スポーツ安全保険などの保険に加入することをお勧めします。

参考 公益財団法人 スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。
「<http://www.sportsanzen.org/>」

2 予防対策

- (1) 気象情報、光化学スモッグ情報や暑さ指数（WBGT）を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。
- (2) こどもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。
- (3) 校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。
※**3 堺市安全安心メール**参照。
- (4) 防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。
- (5) 活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。
- (6) 事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。（内服薬は原則として使用しない。）
- (7) 活動に参加するこどもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、こどもの安全を確保した上で、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。
- (8) 活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るようこどもに指導する。
- (9) 施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜こどもに指導する。
- (10) 指導者等の活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。
- (11) 事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。
- (12) 事故等の発生に備え、教育委員会、学校長、医療機関、消防、警察等関係機関の連絡先を把握する。

3 堺市安全安心メール

安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報の把握に努めてください。

(1) 登録方法等

- ① インターネット及び E メールが可能なパソコンやスマートフォン等から登録してください。

- ② 配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。
- (2) お知らせする情報の内容
 - ① 不審者情報等のこどもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。
- (3) 注意事項
 - ① お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。
 - ② このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。
 - ③ 登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。
 - ④ パソコンやスマートフォン等がメール受信を拒否する設定になっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能な設定に切り替えてください。
 - ⑤ このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールアドレス等の情報は、こどもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。
- (4) 問合せ先
 - ① システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話 072-270-8120）にお問い合わせください。

●パソコンからの登録

- ① 「<http://www.ikkr.jp/anshinsakai/>」にアクセスする。
- ② 「仮登録」のボタンをクリックする。
- ③ 以後は画面の指示に従ってください。

●スマートフォン等からの登録

- ① 「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。
（文章を入力する必要はありません。＜空メール＞）
以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



- ② 登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますので、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
- ③ 注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
- ④ 区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
- ⑤ 登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。

Ⅲ その他

1 施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第10条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、管理指導員または運営委員会へ報告してください。

2 特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するよう利用団体に周知してください。

また平成25年8月30日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

小学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は下記の暴風警報に準じた対応といたします。

＜開放中止の基準＞

- (1) 午前7時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前9時から中止します。
- (2) 午前9時現在で暴風警報が解除されていれば、午後1時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
- (3) 学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、この様な場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

- (1) 暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施します。安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。
- (2) 美原区にある平尾小学校及び美原北小学校につきましては、大雨・洪水警報が発令された場合も学校開放は中止します。

（参考）防災情報

＜おおさか防災ネット＞

- ① 気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



- ② メール配信サービスが利用できます。

（登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。）

「touroku@osaka-bousai.net」に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。

以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



4 選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

5 新型コロナウイルス及びインフルエンザの流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合

- (1) 学校閉鎖の場合

学校開放を中止します。

- (2) 学級閉鎖等の場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

6 暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった場合

暑さ指数（WBGT）が31℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ指数の確認は、WBGT 測定器（暑さ指数計）や、熱中症予防情報サイト堺（大阪）を活用して行ってください。

（参考）熱中症予防情報

＜熱中症予防情報サイト＞

リアルタイムで、暑さ指数（WBGT）の情報（実況、予測）や熱中症警戒アラート（現在の発表状況）を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

※同サイト内には、熱中症予防に役立つ配布資料や動画コンテンツ等の普及啓発資料があります。熱中症に関する理解促進にお役立てください。

7 光化学スモッグ等が発令された場合

学校開放実施日は、学校が休みであることから、光化学スモッグやPM2.5についての情報を知ることができません。光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムをご紹介しますので、是非ご活用いただくようお願いします。

発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとっていただきますようお願いします。

（参考）光化学スモッグ情報

＜大阪府提供のホームページ＞

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申し込みができますので、ご活用ください。

記入例

様式第1号（第7条関係）

堺市立

●●

小学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書

年月日は入力しないでください。

※1団体につき1つのExcelで
ご提出ください。

年 月 日

堺市教

令和7年度から新規で登録する団体は入力不要。
令和6年度に登録している団体は、運営委員会経由
で通知している団体番号を入力してください。
※不明の場合は、空欄可。

堺市立

●●

小学校施設開放事業を利用

学校施設の使用許可を申請します。

登 録 年 度	R7	年 度	利用開始希望日	2025	年	4	月	1	日	団体番号	19999	
団 体 名	☒ 子ども	の団体	さかいこと	ご注意！ ①合計10人以上 ②校区内の方が校区外より多い 上記①②を満たしていない場合は、 申請が出来ません。							12	人
	☐ 大人										10	人
											22	人
代 表 者	フリガナ	サカイ ハ	氏 名	堺	年	1970	年	8	月	9	日 生	
	郵便番号記入不要。	月		日	(満	54	歳)	※利用開始希望日現在				
	住 所	堺市□区△△町3-3-3										
	電 話 番 号	(自宅)	072	-	0000	-	0000	(携帯)	●●●●	-	●●●●●●	
メー ル ア ド レ ス	△△△@■.com											
使 用 施 設	☒	体育館	☒	運動場		その他 (				使用日時	学校施設開放事業使用予定表 その他利用調整の結果のとおり	
登 録 種 別 (目 的)	☒ 体育 (ソフトボール、ポートボール											
※カッコ内には野球等の活 動内容を記入。	☐ 文化 (											
1 人 当 た り の 会 費 等	(会費)	☒ 有 (	☒ 月額	100	円	年額		円)		無		
	(その他の費用)	☐ 有 (	月額		円	年額		円)	☒ 無			
確 認 事 項	申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入し											
	☒	利用に当たっては、堺市立学校の施設開放に関する 管理指導員又は校長の指示を遵守し、節度をもって施設を使用します。										
	☒	秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行いません。										
	☒	施設の使用は、堺市暴力団排除条例に基づく暴力団の利益となる活動に該当しません。										
	☒	利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあることを認識し、熱中症その他の 事故の発生予防、事故発生時の対応マニュアルの作成、保険への加入等の必要な措置をとります。										
備 考	☒	上記各事項に反することが判明した場合は、登録を承認されず、又は登録を取り消されても 異議はありません。										
	・ 会費等を徴収するときは、代表者とは別に会計担当者を定め、費用の収支を明確にしてください。 また、必要に応じて、収支に関する書類の提出を求めることがあります。											
	・ 代表者は20歳以上の方に限ります。また、会員数は合計10人以上で、構成員の過半数が校区内の 住民で構成されている必要があります。											
	・ 本人の同意を得たうえで会員の住所、氏名等を運営委員会控用裏面の会員名簿に記入してください。 また、必要に応じて、役員名簿等の提出を求めることがあります。											
	・ 堺市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、 氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。											

会 員 名 簿

	氏 名	利用学校の校区 (内・外)	住 所	電 話 番 号
1	山田 太郎		□区▼▲★町●丁	000-0000-000*
2	美原 具	内	□区▼▲★町●丁目	0*0-0000-0000
3	大阪 奈々子			
4	高石 美穂			
5	忠岡 忠史			
6	岸和田 篤志			
7	岬 聖子			
8	泉北 亮子	内	□区▼▲★町●丁	000-0000-*000
9				
10				
11				
12				
13	吹田 彰子	内	□区△△町●丁	000-*000-0000
14	淀川 次郎朗	外	□市	000-0*00-0000
15	堺 郁夫	内	□区△△町●丁	000-****
16	美原 奨	内	□区△△町●丁	***-0000
17	大阪 多恵	外	□村	**0-00*0-****
18	沖縄 蘭	内	□区△△町●丁	000-**00
19	大分 元太	外	□市	***-****
20	山口 愛子	外	□市	0*0-0000-00**
21	箕面 順子	内	□区△△町●丁	000-****-**00
22	堺 花子	内	□区△△町●丁	***-0000
23		内 ・ 外		
24		内 ・ 外		
25		内 ・ 外		
26		内 ・ 外		
27		内 ・ 外		
28		内 ・ 外		
29		内 ・ 外		
30		内 ・ 外		

該当するものを選択してください。

ご注意！

1. 住所の記入について

①堺市内 ⇒ ●丁まで（美原区の場合は、丁目まで）記入してください。
ただし、番地、街区等によって通学区域が定められている場合については、番地、街区等まで記入してください。
例：堺区南瓦町1丁、美原区さつき野西1丁目

②堺市外 ⇒ □市まで記入してください。

例：大阪市、忠岡町、千早赤阪村

※運営委員会から教育委員会（地域教育振興課）へ提出するExcelについては、本「申請書裏面」シート（「会員名簿」）を削除してください。
（運営委員会の控えとして保存するExcelについては、削除する必要はありません。）

利用団体月報

該当する方をクリックし、
✓をつけてください。

令和	7	年			年月を入力してください。		小学校名、団体名、記入者名を入力してください。		☒ こども ☐ 大人		の団体	
4	月			団体名	△△会		記入者名	□□ □□				
利用日	利用時間				利用場所	大人	こども	計				
12	日	9時	0分	～	12時	0分	☒ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 会議室等 ()	12	30	42		
		(内容) ソフトボール										
19	日	13時	30分	～	16時	0分	☐ 運動場 ☒ 体育館 ☐ 会議室等 ()	5	25	30		
		(内容) ポートボール										
		各項目を入力してください。										
	日		時	分		時	分	☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 会議室等 ()				
		(内容)										
※Excel又はPDFでご提出ください。 ※電子申請システム（下記二次元コード）で利用報告が行えます。（電子申請システムによる利用報告を行った場合は、利用団体月報の提出は不要となります。） (https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/a38db7aa-d09c-4014-b011-029c169dc295/start)												
	日		時	分		時	分	☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 会議室等 ()				
		(内容)										
	日		時	分		時	分	☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 会議室等 ()				
		(内容)										
	日		時	分		時	分	☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 会議室等 ()				
		(内容)										

○利用団体は、利用の都度記載すること。月ごとに記載が終わればすみやかに運営委員会に提出してください。

○利用団体は実際の利用人数を正確に記入してください。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市教育委員会事務局 地域教育支援部
地域教育振興課（堺市役所高層館 11 階）
■電話：072-228-7920(直通)
■FAX：072-228-7009
■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp